

ドイツ・シオニズムとパレスティナへの「ユダヤ移民」

—— 第一次世界大戦以後(1914～1923年)を中心に

芝健介 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

はじめに

小論の課題は、ナチ体制による第二次世界大戦中のホロコースト（ヨーロッパ・ユダヤ人の大虐殺）以前から進行していたパレスティナへのユダヤ植民の問題を、第一次世界大戦期にまでさかのぼって検討することである。第一次世界大戦中のユダヤ人問題といえば、イギリス政府が、交戦国オスマン・トルコの支配下にあったイェルサレムを中心とするパレスティナ地域について、世界ユダヤ人の「帰還」をはかり、ユダヤ人国家を創らんとする人びと（シオニスト）に対し、彼らの「民族的郷土」として承認した「バルフォア宣言」（1917年11月2日）が、何より想起されるであろう。

たしかに英外相バルフォアによる承認告知がなされて以後、パレスティナへの「ユダヤ移民」は劇的な展開を見せていく。しかしながら、トルコの同盟国であったドイツもイギリスと戦いながら、ドイツのシオニストに対してはパレスティナへの「ユダヤ移民」を認めたことについては、あまり知られていない。肝心のドイツのシオニストの動き自体も、不闡明状況が続いている。

「ユダヤ人」をめぐる一般の歴史認識に視野を広げてみても、日本人の間ではまだ多くの不知や誤解が多々見受けられる。1例をあげれば、ドイツにおけるナチスの権力掌握に伴い、反ユダヤ主義者の首相ヒトラーによる大量虐殺政策が直ちに始まったというような俗説は、今でもかなり支配的であろう。

他方、1948年のユダヤ人国家の創設は、ナチの虐殺政策の生存者によるパレスティナ渡航を端緒にしているので承認されるべきだ、というイスラエル同情論が、パレスティナ・アラブへの

共感を圧倒的に上回る時期が、戦後長らく続いたことも否めない。このような「ユダヤ人」問題への無理解や勘違いの背景には、19世紀末から本格化していった、ユダヤ人国家創設・維持・拡張をはかるシオニズム運動への最低限の歴史的知識や批判的関心の欠如があるのではないかというのが、筆者の見方である。

このような状況に対して、1970年代の板垣雄三や下村由一による開拓的研究が、誤認解消に向けて貴重な貢献をなした点は、現在では見逃され、きちんと記憶されていないように思われるので、小稿の行論ともかかわる何点かを冒頭に確認・強調しておきたい。

板垣らの貢献の1つは、第二次世界大戦中のナチ体制によるユダヤ人大虐殺（いわゆるホロコースト、ユダヤ人自身はShoaと呼ぶ）がヨーロッパ各地で猖獗をきわめる以前の段階では、パレスティナへの移住を含む国外「追放」（出国政策）がナチ・ユダヤ人政策の当面の重要な問題「解決」法であったことが、ようやく日本人の視野に入ってきたことである。

1933年1月末のヒトラーの政権掌握から、「水晶の夜」（1938年11月のドイツ国内の組織的大迫害[ボグロム]）を経て、1939年9月の第二次世界大戦勃発にいたるまでの間、ドイツ・ユダヤ人の対応はけっして一様ではなかった。ごく少数のドイツ国内のシオニストのように、ナチスによる「追放」をパレスティナへ向かう積極的チャンスととらえるか、あるいは第一次世界大戦時、祖国ドイツのために命がけて戦った経験をもつユダヤ前線兵士連盟メンバーやドイツ国粋派ユダヤ人のようにあくまで国内に留まることを潔しとするか、重大な相違・分岐が見られた。このような事実を指摘したことも、板垣らの貢献点である。

もっとも、『アンネの日記』で有名なアンネの

父オットー・フランクのように、ナチ体制の危険性をいち早く察知し、事業の拠点をドイツからオランダに移すといったような、「自発的」出国という独自のビヘイヴィア（行動様式）を選択した非シオニストのユダヤ系ドイツ人がいた事実には、あまり関心が注がれなかった。

長田浩彰『われらユダヤ系ドイツ人—マイノリティから見たドイツ現代史 1893-1951』（広島大学出版会）は、ドイツのユダヤ教徒とキリスト教改宗後の「ユダヤ人」とをユダヤ系ドイツ人という共通概念でとらえつつ、この人びとの分化・分岐した多様な位相を把握した代表的な労作である。筆者も長田氏の用語法が正しいと考えるが、この小論では便宜上また紙幅の関係からも、ドイツ・ユダヤ人あるいは（文脈さえはつきりしていれば）もっと簡略化してユダヤ人という語を用いていることをあらかじめおことわりしておきたい。

ナチ体制以前から（ヴァイマル共和国期）ドイツのユダヤ教信徒共同体が衰微し始める兆候を見せていたという現象について、筆者は自然増加率が減衰する傾向に加え、一般キリスト教徒との異宗婚（ミッシュユエーエ）に伴う共同体離脱の増大という根拠にも注目したことがある。ナチ第三帝国期のユダヤ人出国問題については、ホロコースト以前のナチの基本政策として、拙著『ホロコースト』（中公新書 2008年）でもまとめているように、近年ようやく光が当てられるようになってきたが、ヴァイマル共和国時代のユダヤ人の出国問題については、本格的検討は緒に就いたばかりであるといっても過言ではない。

これまでの共和国期研究では、「闘争期」（野党時代）のナチ党が、1920年2月に発表した党綱領25か条で、反ユダヤ主義を一つの中心的柱としながら、泡沫政党的位置から国民政党へと急成長していく段階で、むしろ反共主義の蔭に隠され実際には目立っていなかったことが強調されている。

一方、ドイツ・シオニズムも共和国期時代のユダヤ人の間ではマイナーな運動にとどまっておろ、ドイツ・ナショナリストの反ユダヤ主義に対し、ユダヤ人全体で統一した有効な戦いを組織できなかった。それがナチスの権力掌握を可能にしたという共和国崩壊への（特に不作為

による）責任論が前面に出され、加害者側についても専ら差別イデオロギー的側面に集中して議論が展開されてきたことも否定できない。小稿では、むしろホロコースト以前の出国の実情に焦点を合わせてみたい。

第一次世界大戦以後のドイツ・シオニズム運動の展開、およびパレスティナへの移住の動きについては、日本のドイツ史研究者はもとより、ドイツの研究者も、ごく一部を除いて、本格的な検討を殆ど加えてこなかったように思われる。小論冒頭で指摘したように、ナチズムの台頭との関係でのみ、歴史の動向を追う傾向が強い。第一次世界大戦中の問題にしてもドイツ国内の反ユダヤ主義の動き、なかんずくユダヤ人の戦争協力を端から疑い、非協力を証明しようとしたプロイセン陸軍省による「ユダヤ人統計」の問題にのみ関心が集中してきた。

第一次世界大戦中のドイツ・シオニズムの動静について、下村由一はドイツ東部総軍最高司令官（Oberbefehlshaber der deutschen gesamten Streitkräfte im Osten 略称 Ober-Ost オーバー・オスト）下の司令部内に設けられたロシア・ユダヤ人解放委員会の対独軍協力についてはじめて指摘したが、この組織の詳細については、依然未解明といわざるをえない。さらに、バルフォア宣言に対してどのような対応をドイツ・シオニストがとったのか、という点についても従来明確化されていなかった。

以下、この二つの問題の解明を中心に第一次世界大戦中のドイツ・ユダヤ人問題をめぐる重要な動きを追ってみよう。小論の鍵となる独語関係史料は、イエフダ・ラインハルト編の浩瀚な公刊史料集『ドキュメント・ドイツシオニズム史』の文書群を主として用いている。

1 東方委員会形成と開戦期の問題

第一次世界大戦勃発前の1913年、ドイツにおいて軍人たちによるアルザス住民への暴虐・圧伏行為が引き起こされた。議会制民主主義を目指す帝国議会多数派がその犯罪的不当性を訴えたが、帝国政府は軍に対処できず、統治体制の絶望的機能不全があらわになった。この「ツァーベルン事件」は、当時の帝制国家の内実が分断社会であることをも示した。この点はドイツ

近現代史研究者の間で周知である。

しかし翌年夏に大戦に突入したドイツの皇帝ヴィルヘルム2世による「城内平和」(=挙国一致)アピールは、分断されていたドイツ社会を愛国的興奮に巻き込み、それまで帝国に敵対的であった社会民主党の国際主義者や自由主義左派をも、この「1914年の精神」の席捲対象の例外にはさせないほどだったこともよく知られている。しかし、「国民戦争」の幻に突如吸い寄せられた集団として、もっとマイナーな被疎外集団の代表格ともいえるドイツ・ユダヤ教徒たちも含まれていたという事実は、これまで意外に注目されてこなかった。

く自らの戦争協力によって一般ドイツ市民との間にこれまでにない良好な関係が生まれるであろう。従来の反ユダヤ主義的差別・邪視もピリオドを打つであろう」という期待・楽観主義が、ドイツ・ユダヤ教徒の間でも充満し、「祖国と自由のために流される血のみがユダヤ教徒解放をもたらす」としたガブリエル・リーサーの言葉が、1914年の開戦時に再び思い起こされたのであった。ユダヤ系も多くの青年たちが積極的に志願して戦線に赴いた。ドイツ国民の1パーセントにもみまない宗教的マイノリティだったユダヤ教徒の前線経験者は10万人を数えた。

しかしシオニストたちが、一般のドイツ・ユダヤ教徒市民とことなり、この「ドイツの戦争」「ドイツ人による戦争」を「ユダヤ人の戦争」と呼んだことも特に注目に値する。ドイツはロシアに宣戦布告しただけでなく、フランスを同時に攻略するために、中立国のベルギーに攻め込んだ。ベルギー侵攻がイギリスの対独開戦に根拠を与え、7月28日のオーストリアによる対セルビア開戦から1週間で、ヨーロッパの主要列強が軒並み戦争に巻き込まれるようになった。

ヨーロッパ・ユダヤ人の数を1200万人と踏んでいたシオニストたちは、独墺土露英等交戦国下で戦うユダヤ人の数を計900万人と見積もり、ヨーロッパ・ユダヤ人全体の4分の3が各国政府に協力して戦線に参加しているとみた。ゆえに、シオニストたちは第一次世界大戦を「ユダヤ人の戦争」と呼んだのであった。

ドイツ・シオニストたちにとって、ロシアに対する戦争の大義名分は、ツァーリズムの暴虐・専制から先進ドイツを防衛することであっ

た。ロシアが勝利するようなことがあれば、ロシア・ユダヤ人はこれまでの Pogrom、大迫害を超える、途方もない抑圧に直面させられることになることとされた。「祖国無きものが」「志願しておって」という非難も全く当たらず、馬鹿げているというわけであった。

イギリスの対独宣戦布告がなされた1914年8月4日、ドイツ・シオニスト連合初代総裁のマックス・ボーデンハイマー博士は、独外務省に対し、覚書を提出した。ツァーリ支配のロシア帝国打倒というドイツの戦争目的達成を支援するため、いかに東欧ユダヤ人の援助を獲得するかについて述べ、ドイツ勝利の暁には、バルト海から黒海にいたる主として西部ロシア方面でのユダヤ人定住可能地域の設定と、民族的諸権利を有する少数派たる対独協働者としての承認を求める提案をこの覚書に盛り込んでいた。

独軍下8月17日に設置されたこのシオニスト協力組織は、「ロシア・ユダヤ人解放ドイツ委員会」と当初名づけられていたが、名前がやや挑発的とみなされたのか、後に「東方委員会」と改名されている。委員会の主目的は、東欧ユダヤ人の諸権利の保護およびドイツの戦争目的支持によるシオニストの諸目標の促進にあったといつてよい。委員会は、イラスト入り雑誌『コル・メヴァッサー』(声の公知)や月刊誌『新ユダヤ月報』を機関誌として発刊することになった。法律顧問官ボーデンハイマーが主宰したこの委員会は、私講師フランツ・オッペンハイマー博士、弁護士アルトゥア・ハントケ博士、弁護士アルフレート・クレー博士、裁判官候補アドルフ・フリーデマン博士を委員としており、フリーデマンにはユダヤ系国外報道機関、オッペンハイマーにはユダヤ系国内新聞との接点(内外計約200)を生かして、目的宣揚をはかる任務が割り当てられた。

2 戦局困難化における「ユダヤ人統計」

当初、東方委員会は東欧ユダヤ人の利害とドイツ帝国・オーストリア=ハンガリー帝国下のユダヤ人のそれとが一致するものと期待していたが、軍当局は、強制労働を含む労働力としての東方ユダヤ人の利用を優先させた。しかも、こうした労働動員政策をスムーズにすすめるた

めに、委員会をプロパガンダの手段として前面に押し出す態度をとった。帝国政府も委員会に対する関心を冷却化させる中で、委員会には失望が広がった。

1916年の戦局困難化のなかで「ユダヤ人は戦争に協力せず私利暴利ばかり貪っているのではないか」という心無い反ユダヤ主義者たちの猜疑深い声におされて、プロイセン陸軍省が前線ユダヤ系軍人の数や忠誠度をひそかに探るようになった。この「ユダヤ人統計」問題は、ある意味で第二次世界大戦後「赤狩り」が亢進したアメリカの「マッカーシズム」にも類比される要素があるといってもよいが、その歴史的端緒自体は意外に知られていないので、以下確認しておこう。

1916年6月17日、反ユダヤ主義者のドイツ国会議員フェルディナント・ヴェルナー博士は、当時プロイセン陸軍大臣代理フランツ＝グスタフ・フォン・ヴァンデルに対し、以下のような質問書をベースにした調査をおこなうよう求める請願書を提出した。「前線に立って戦っているユダヤ人は何人いるのか」「後方基地にいるユダヤ人は何人か」「軍の行政組織、経理部等にいるユダヤ人は何人か」「他のやむを得ぬ事情で軍務を免除されている、あるいはそう申し立てているユダヤ人は何人か」というのが核心的問いであった。

同年7月16日、シュテッティンの第2軍団副司令部も、これに類する調査を求める申請書を提出した。陸軍大臣ヴィルト・フォン・ホーエンボルンはこれらに応じ、1916年10月11日、野戦軍、占領軍、ならびに兵役免除者扱い部署に対して、11月1日までに調査結果を告知するよう命令した。戦後の正確な調査によれば、ドイツのユダヤ人の17.3%が戦時の祖国に奉仕していた（そのうち77%が前線勤務）。ユダヤ人の兵役義務者は15.6%であり、それを上回る戦争協力が一般キリスト教徒と比較して遜色ない形でなされていたことが明らかだったが、戦争中は軍の都合で、調査結果が反ユダヤ主義者たちの邪推や疑念を晴らす内容のものであることは結局公表されなかった。すでに10月19日には帝国議会予算委員会にも報告が出されており、議題になっていたが、調査公表は「城内平和」（＝挙国一致）体制を壊しかねないと懸念され、国民へ

の公表はひかえられた。

ここで注意しなければならないのは、この問題をめぐるドイツ・シオニストたちの1916年時点での状況認識である。「ユダヤ人統計」問題は、戦後における自分たちの政治的立場の改善へのドイツ・ユダヤ人の期待が、いかに時期尚早なものであったかをむしろ明らかにしたのであり、反セム主義（第二帝制期に瀰漫した人種差別的な反ユダヤ主義）がどれほど根の深いものであるかをあらわにしたとするシオニストたちは、それが戦争勝利へのユダヤ人の貢献や帝国体制への順応くらいで減衰するような質のものではないと主張した。

したがって、いかにユダヤ人の戦争協力活動の実態が統計数字で一般のドイツ国民に示されたところで、何ら事態を変えることはできず、ユダヤ人自身の領域におけるユダヤ民族再建の活動を主要な内容にしたときにはじめて、反セム主義を克服することができるのだということあらためて確認したのであった。

3 バルフォア宣言以後

1917年は、オーストリアのウィーンで活躍していたTh・ヘルツルがシオニズム運動を興してから足かけ20年の年にあたり、ついにイギリスのシオニストたちによって、英政府からバルフォア宣言が勝ちとられる年になった。宣言から2週間後の11月17日、同盟国オーストリアの外相ツェルニン伯から、東方委員会メンバーのハントケがウィーンで引見され、オーストリア政府はシオニズム運動に好感をもっており、君たちの目標達成促進に最善を尽くすと告げられたのだった。

ドイツ外務省も、これに遅れることなく反応した。これまで独政府が公然と積極的に動かなかったのは、ひとえに同盟国トルコが、シオニストたちの動きに不信を抱いているのに配慮していたからにすぎないとした。ドイツのシオニストたちも間髪を入れず事態への構えを組み立てていこうとしていた。

まずパレスティナがただちにイギリスのものになるかどうかは決まっていないという状況をおさえ、独塊中欧勢力とその傘下にあるユダヤ人たちが、パレスティナへのユダヤ植民活動促

進に後手をとってはならず、オリエントにおける経済的利害関心を研ぎ澄まし、協商国のユダヤ人たちに全てを委ねることで、世界のユダヤ人との環を失ってしまわないよう、訴求していかねばならない必要性を確認した。ユダヤ人問題が世界的な政治問題になることで、シオニストたちが、パレスティナへの「移民」とか「出国」というそれまでの言葉にかえて、「ユダヤ植民活動」という語をまるで解禁になったかのように用いたのも特徴的な事態だった。

1917年末には、トルコ政府もドイツ・シオニストたちに対する態度を変更した。その手始めに当時『フォシシェ・ツァイトウング』（フォス新聞）の特派員を務めていたシオニストのユーリウス・ベッカーを、大臣ターラト・パシャが引見、トルコ政府は手のひらを返したように文化的教育的領域でのユダヤ人の自治的活動や権利を大幅に認めた。東方委員会の機関誌『新ユダヤ月報』1918年1月期号には、年頭、独外務次官フォン・デア・ブッシュェが外務省本省で、東方委員会やドイツ・シオニスト組織の代表、ハントケ、オッペンハイマー、フリーデマンらに述べた以下のような言葉がそのまま掲載されている。

「ユダヤ人諸兄、わけてもシオニスト諸君によって努められたパレスティナをめぐる諸活動に鑑み、独政府は、大臣ターラト・パシャ閣下が先ごろ出された声明を歓迎する。特に、ユダヤ人に対し、かわることなく示された友好的な態度に沿い、収容能力ぎりぎりまで自由な入国・定住を認め、またトルコ法に違わない地域自治、自由な文化固有の発展を認めることで、パレスティナへのユダヤ人移入の隆盛を促そうとしているオスマン・トルコ帝国政府の御賢察を歓迎したい」

1888年生まれの名なシオニスト・アクティヴのフリッツ・レーベンシュタインは、ドイツ全国の同志に呼びかけた1918年の年頭のスピーチの中で「我々はいまや歴史的大事件の前夜にいる」と訴え、英埃土独政府に続き仏政府も露・伊政府もヴァチカンもパレスティナにおける活動の権利を認めた点で、シオニスト指導部の大成功を確認した。しかも東方ユダヤ人問題を本格的に俎上にする段階に来ていることに注意を促した。

これは、1917年の「二月革命」でロシア帝政を倒し、「十月革命」後、政権の座に就いたレーニンやトロツキーらのボルシェヴィキ新政権に対し、北はフィンランドから南はカスピ海に達する支配権要求を突きつけていたドイツ帝国軍が、1918年3月ブレスト＝リトフスクでの過酷な講和を勝ち取る直前での発言だった。その歴史的重要性をおびたコンテクステュアリティ（脈絡）に気づく必要がある。ユダヤ人問題が世界的な政治問題になる中で、パレスティナへの諸要求のみならず東方におけるシオニストたちの民族政策もより大きな共感・反響を得つつあるという感触をレーベンシュタインは得ていた。

開戦時、ドイツ・ユダヤ人は、この大戦こそが反セム主義を終わらせ、シオニズムをも終わらせるのではないかと幻想を抱いていたが、ブレスト＝リトフスクの（1年3カ月後のヴェルサイユよりもっと過酷な）講和をロシア（ボルシェヴィキ新政権）に押し付けるというドイツ帝国主義の目標実現下で、東方委員会のユダヤ民族構想もはじめて現実味をおびてきた。しかしドイツ帝国主義の尖兵としてのみドイツ・シオニストたちの夢もリアルになるのだ、ということを経験したレーベンシュタインはどこまで自覚していたであろうか。

これまで見てきたように、ドイツ・シオニストたちの帝制国家へのはたらきかけに対して、窓口になっていたのは帝国外務省であった。外務省の構成をみると、1871年の帝国創立から終焉の1918年までの第二帝制期を通じて、帝国の他のどの官庁よりも貴族出身者が大勢を占めていた。全国民の中で貴族が占める割合はわずかに0.15%であったが、省内では貴族身分が支配的であり、対外ミッションでは各国駐在ドイツ大使は全て貴族出身者であった。1919年に成立した新しい議会制民主主義共和国のもとでも、反動的な精神を孕んだ伝統的官僚制の核として、外務省組織は断絶することなく維持拡張されていく。

第二次世界大戦後のナチ主要戦犯を裁いたニュルンベルク裁判では、ナチ党のリッベントロップと並び、彼の前任者として共和国末期から外務大臣を勤めた貴族出身のフォン・ノイラートも、被告人として裁きの対象になった。彼は裁判で自らが「一度として反セム主義者であったことはない」と弁明したが、社会文化生活の

あらゆる領域でのユダヤ人の過剰な影響力を駆逐することは「望ましい」とみなしていたとも述べていた。彼はどうしても認めなかったが、保守的反セム主義によって、ユダヤ人は1918年の君主制崩壊まで、実態的には外務省でも殆ど排除されたままであった。

独軍は、ロシア側を事実上の敗戦に追い込んだ1か月後の1918年4月、西部戦線での最後の大攻勢をかけたものの、(ブレストの講和後も東部に100万の部隊を占領配置せざるをえなかったこともあり) 決定的打撃力を欠き、戦争全体の帰趨を決めるイニシアティブを喪失、結局1918年秋には敗北の動かしがたいことが明らかとなった。敗北の暁には、元の木阿弥どころかアルザスはじめ大戦前に所有していた植民地も全部失う破目となったのである。1919年6月成立のヴェルサイユ講和条約は、ブレスト講和によるドイツ側の獲得成果も全て帳消しにすることを確認する条約にもなった。

4 ヴァイマル共和国初期のドイツからのユダヤ系の人びとの出国

ヴァイマル共和国期のユダヤ人の数は、一般的に1925年の全国統計を基準に56万4379名とされている。共和国の存続期間を通じて出国したユダヤ人の数は、約4万名と見積られる。約7%という出国人数のユダヤ人全体に占める比率は、1パーセントに満たなかったドイツ人全体の出国率よりはるかに高いといつてよい。ユダヤ人の出国志向は一般ドイツ人より相対的に強かったといえよう。ユダヤ人の出国先のトップは一般ドイツ人同様、アメリカであった。1919～1932年にアメリカへ移住した独ユダヤ人の数は7321人である。1923年にアメリカへ出国したユダヤ人は1986人で、ヴァイマル期出国ユダヤ人全体の27%を占めていた。ユダヤ人のアメリカ好みは、一般ドイツ人より相対的に強かったとも言えるのである。

一般ドイツ人の出国先として一番多かったのはアメリカで、ついでブラジルやアルゼンチン等ラテン・アメリカであったが、ドイツからのユダヤ人の出国先としてアメリカについで多かったのは、フランスやベルギー等西欧地域だった。ユダヤ人が目指したのはまずパレスティナ

ではないかとも思われがちであるが、第一次世界大戦後、ドイツからの最初の移民の大波がめざしたのは国境(陸続き)の向こう側であり、海外ではなかった。元々は東欧からやってきたユダヤ系労働者でルール地方やラインラント地方の鉱山や諸工場で働いていた人たちが、数千人規模で1922年秋から移動し始めたのであった。

1923年はじめに仏アルザス＝ロレーヌ地方を訪れた独マンハイム労働者問題社会福祉局吏員の報告は、最近ドイツから移住してきたユダヤ系労働者の数が約3000名にのぼると伝えている。1923年を通じてみられたこのような事態は、1924年初まで続いているどころか益々強まっており、ルール地方に殆どユダヤ系鉱工業労働者は残っていなかった。独内務省の当時の報告でも、残留労働者は概算で1000名ほどだったと記されている。

中東欧からドイツへ大戦中に流入してきたユダヤ人約10万人の中には、ドイツ軍需産業での仕事に従事する者も多く、強制労働をさせられていたユダヤ人(約3万人)も多かった。そして大戦終了とともに別の国への移住または出身国への帰還をはかった者(約4万人)も少なからず存在した。大戦後もドイツにとどまっていた東方ユダヤ系労働者は差し引き約6万人ということになるが、ルールの鉱山や諸工場で働いていた者は約1万5000人ほどであった。

この地域の鉱山労働者の実質賃金水準の変遷(1914～1923年)について見ると、1914(37.80)、1915(32.94)、1916(30.12)、1917(25.38)、1918(25.80)、1919(33.36)、1920(35.82)、1921(39.48)、1922(21.30) [括弧内は週給:単位マルク]である。実質賃金水準は、戦後あがっていき、1921年には大戦前夜をすでに上回っていたことがわかるし、ルールの労働者たちが物価上昇にもうまく生活を適応させたことも現在判明している。

ところが1922年には賃金水準が急激に落ち込み、ほぼ半減した。1923年に絶頂に達するギャロッピング・インフレーションの影響が、早くもこうした形であらわれていた。ルールのユダヤ系労働者の場合も、実質賃金の激しい落ち込みが、出国を促す要因になったことは明らかだ。逆に東部や北部で重工業地域を拡大することができたフランスが、彼らの出国先になったのも自然なことであった。彼らがドイツで培った専

専門的知識やスキルを生かしうる場であり、熟練労働者をまさに必要としていたフランスの鉱山や工場に雇用の機会を見つけるのは容易だったからである。

1923年1月に始まる仏軍・ベルギー軍部隊によるルール占領は、こうした事態を促進したといえよう。残留ユダヤ系労働者の中にも、独政府の「消極的抵抗」の呼びかけに、積極的なストライキ参加をもって応えた人たちがいた。ストライキは長引き、経済的困難を強いられたので、諸条件のよさそうなフランスへ向かおうとする者が多くなるのは至極当然ともいえた。

フランスやベルギーへのこうした移住の動きは、インフレによる賃労働者たちの購買力を損耗させた1923年夏・秋を通して続いた。その後採用された抑制的財政政策も、失業を減少させずむしろ増大させたので、国境を越えていく人の流れはやまなかった。独国籍をもたないユダヤ人を含む外国人労働者が、最初に新政策のあおりを食うことになった。

1924年1月、失業者として登録されていたユダヤ系労働者966名中、ルールの一連の工業都市（デュースブルク、エッセン、ハンボルン、ドルトムント、ポーフム）からフランスやベルギーへ同年前半に出国した者が319名、工業分野で新たに職場を確保した者が63名、商業分野に従事している者が143名で、24年8月段階でルール地方に失職したままとどまっていたユダヤ系労働者は441名であった。

出国者の中には移住先のフランスで商業分野に転じた者もいた。西部フランスの状況を報告していた上記独マンハイム労働者社会福祉局吏員の伝えるところでは、ロレーヌ地方にとどまっていた（なかんずくメス[独名メッツ]市に集中していた）ドイツからの移住者は、主として商業に携わっていた。ロレーヌからさらに西へ移動を続け、ランス市やリール市に落ち着いた者も、重工業分野での労働にはもはや携わっていなかった。

ドイツ・ユダヤ人援護協会雑誌に掲載された1924年4月の報告によっても、ドイツにおける失業とユダヤ系労働者のフランス・ベルギーへの出国が直接連関していたことが裏付けられる。ドイツでの生活が困難になったため、たとえばベルギーで職が見つからなくても（というのも、

ベルギー人は自分たちだけで雇用機会を確保し、ユダヤ系労働者や職人にそのチャンスを与えるつもりはなかったからだ）、ベルギーへ若い人びとの諸集団が毎日のように到来したが、結局この人びとはフランスに移るのを余儀なくされていると報告は伝えていた。考えてみれば、ドイツからユダヤ人が移動していった北仏やベルギーは、独軍が第一次世界大戦で最も激しく破壊した地域であり、ようやく再建復興の途にあったことを忘れてはならない。

おわりに

1923年にドイツからパレスティナに移入したユダヤ人は、わずか149人であった。労働党左派シオニストとして早くからイェルサレムのユダヤ機関で頭角をあらわしていたアルロゾロフらは、1923年をドイツ・シオニズム運動にとっての「運命の年」と重大視していたが、送り出し「実績」という意味での運動成果は全体的に低迷していた。ドイツ・シオニストたちにとって、10年後にユダヤ人排除を第一に唱えるヒトラー政権が出現したことは、青天の霹靂ではなく天祐であった。

小論では、ドイツ・シオニストたちが、リベラルな独ユダヤ人に対してよりも運動のリクルートメント問題はじめ多くの期待を、特に東方ユダヤ人たちに寄せていたという第一次世界大戦中の動向、および大戦後のドイツにおけるユダヤ人出国について、共和国全体の移民移住問題という角度からも検討を加えてみた。

多面的な角度からのこの問題へのアプローチが必要なことがあらためて明らかになったと思われるが、逆にヴァイマル共和国が抱えていた移民・難民問題全体に対する考察も、ユダヤ移民問題の重要な脈絡を構成するものとして吟味再検討してみる必要がある。

引用参考文献一覧（あいうえお順ではなく、行論順に並べている）

板垣雄三「シオニズムの反セミティズム性とナチズムのシオニズム性」『現代史研究』27（1973年8月）

板垣雄三「ナチズムとイスラエル」『世界』1978年7月号
下村由一「アンティセミティズムとシオニズム—その同質性」『思想』610（1975年4月）

- 下村由一「反ユダヤ主義とシオニズム」江口朴郎編
『現代世界と民族』（山川出版社、1987年）所収
- 芝健介「第三帝国初期のユダヤ人政策－パレスティナ
への移送問題を中心として」『國學院大學紀要』20（1982
年3月）
- 芝健介「工場拉致作戦とローゼンシュトラーク事件－
1943年の事態をめぐる記憶と歴史の問題」『みすず』522
（2004年4月）
- Jehuda Reinharz (Hrsg.), *Dokumente zur Geschichte
des deutschen Zionismus: 1882-1933* (Tübingen 1981)
- 滝田毅『エルザスの軍民衝突－「ツァーベルン事件」
とドイツ帝国統治体制』（南窓社、2006年）
- Doron Niederland, "Leaving Germany -Emigration
Patterns of Jews and Non-Jews during the Weimar
Period," in: *Tel Aviver Jahrbuch für Deutsche
Geschichte* 27 (1998).